

健康的な食事サポート環境整備事業業務委託仕様書

1 目的及び概要

脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下「循環器病」という。)は、主要な死亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因のひとつであり、県民の生命や健康、社会生活に重大な影響を及ぼす疾患となっている。また、本県は、平成 24 年以降、脳卒中死亡率全国ワースト 1 が続いており、その対策が急務となっている。

本県では、脳卒中の最大の危険因子である高血圧を予防するため、主食・主菜・副菜を揃え、かつ減塩に配慮した「健康的な食事」を実践できるよう知識や技術の普及啓発活動を進めているが、忙しい働き盛りの年代や高齢者でも無理なく健康的な食事の実践に向けた行動変容の支援ができるよう、食品関連事業者や栄養関連団体、ボランティア等が連携した食環境整備が必要である。

そこで、本事業は、本県の健康課題の一つである食塩の過剰摂取を改善するため、近年需要が高まっている弁当や惣菜等を実際に減塩して販売し、減塩効果の分析・評価を行うことで、本県の基準となる塩分濃度を検証するとともに、減塩するための調理技術等を標準化させることで健康的な商品開発及び販売の定着を図り、県内に広く展開するためのノウハウを確立させることを目的として実施する。

2 実施期間

契約締結日～令和 5 年 3 月 31 日

3 業務内容

受託者は、地域栄養ケアステーション機能を有する岩手県内の事業所とし、栄養及び食品衛生に関するきめ細やかでかつ適切な相談や指導に対応できる職員として、必ず複数の管理栄養士を確保し、以下(1)～(6)について実施すること。

なお、受託者は、以下(2)～(6)の実施に協力できるそうざい製造許可を有する事業者(以下「協力事業者」という。)を選定して実施すること。

(1) 弁当・惣菜の製造・販売に関する調整

弁当・惣菜の製造・販売に関し、以下ア～カについて各種調整を実施すること。

ア 弁当・惣菜の品目及び栄養成分値等の調整

イ 販売期間、取組店舗、販売価格の調整

なお、販売期間は、1品当たり最低 14 日は継続して販売すること。

ウ 健康的な商品レシピ作成及び試作

エ 販売促進活動の実施に関する調整

オ モニター調査の実施に関する調整

カ その他、弁当・惣菜の製造・販売に関して必要となる事項の調整

(2) 弁当・惣菜の製造・販売

上記(1)ア～ウの内容に基づき、弁当・惣菜の製造及び販売支援を行うこと。

(3) 弁当・惣菜の栄養成分値の確認

弁当・惣菜の栄養成分値の分析を行い、栄養成分値が一定に保たれているかの確認を行うこと。

なお、栄養成分分析は、1品当たり 2 回以上(販売前、販売後)行うこと。

(4) 販売促進活動の実施

上記(1)エの内容に基づき、弁当・惣菜の販売促進活動を行うこと。

啓発媒体作成に必要なデータ及び啓発用素材は、必要に応じて健康国保課が提供する。なお、啓発媒体を印刷する場合は、健康国保課にその内容について事前に確認承諾を得ること。

(5) モニター調査の実施

上記(1)オの内容に基づき、利用者に対してモニター調査の実施及び調査票の回収、集計を行うこと。

なお、調査票については、健康国保課と調整のうえ、作成すること。

(6) 弁当・惣菜の販売実績の集計

販売期間における弁当・惣菜の販売実績を集計すること。

4 その他

(1) 受託業務の推進上必要となる経費は、委託契約金額に含まれる事務経費から支出すること。

(2) 受託者は、受託業務の推進上必要とする資料の収集に当たり、関係機関等の協力を得る必要がある場合には、予めその趣旨を委託者に連絡した上でこれを行わなければならない

(3) 成果品の著作権は、岩手県に属するものとする。

(4) 上記に定めたもののほか、本委託業務を円滑に実施するため必要な業務は双方で協議の上実施すること。

5 事業完了報告

この事業完了後、令和5年3月31日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。